

2004年JMRC中部ジムカーナ選手権規定

第1章 総則

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMRC中部」という）は2004年JMRC中部ジムカーナ競技会において優秀な成績を納めた者の名誉を称えるため、JMRC中部ジムカーナ選手権規定を制定する。

第1条 種別および区分

1. JMRC中部ジムカーナ選手権（JAF中部ジムカーナ選手権とWタイトルとする）
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ
 - 2) JMRC中部ジムカーナ北陸シリーズ
 - 3) JMRC中部ジムカーナ静岡シリーズ

第2条 格式

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) 準国内格式とし中部地区の上級者を対象とした選手権とする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) クローズド格式、地方格式または準国内格式とし、初中級者を対象とした選手権とする。クローズド格式の場合はJMRC中部の指導に従った開催内容とすること。

第3条 開催数

各シリーズの最大開催数を10開催とする。
各シリーズ1主催者1開催を原則とするが、ジムカーナ部会が認めた場合は、複数開催を認める。

第4条 組織

JMRC中部登録の公認クラブ、加盟クラブまたは加盟団体が組織できる。

第5条 開催資格

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
主催クラブはJAF規定に準ずる開催経験を充分つんでいること。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
主催クラブは開催経験を充分つんでいること。

第6条 登録申請

JMRC中部の定めた所定の方法で申請すること。

第7条 開催日程

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
2004年3月1日～10月第1日曜日

2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
2004年1月1日～10月末日までの日曜日とする。

第8条 選手権の認定

当該選手権競技会として認定を受けるオーガナイザーは、選手権競技会に関する諸規則を遵守しなければならない。競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合は、当該選手権のタイトルを取り消す場合がある。

第9条 クラス区分

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) JMRC中部タイトル認定クラス
N1, N2, N3, N4, S1, S2, S3, D, L(N&SA)を設ける。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) JMRC中部タイトル認定クラス
N1, N2, N3, N4, S1, S2, S3, D, L(N&SA), UA1, UA2, UA3を設ける。但し、予想参加台数に応じて、各シリーズごとにクラスを統合することが出来る。
UA1(1600cc以下のU A車両), UA2(1600ccを超える2輪駆動のU A車両), UA3(1600ccを超える4輪駆動のU A車両), UA車両;車両規定をS A車両でタイヤサイズ規定を2002年A車両規定による
 - 2) JMRC中部タイトル認定外クラス
その他に併設クラスとして、JAF規定内で自由にクラスを設ける事が出来る。但し、当該年度の当該シリーズ全戦に設けること。

第10条 参加車両

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
2004年JAF地方ジムカーナ選手権規定およびJMRC中部の指導に従った車両とする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
2004年国内車両規則およびJMRC中部の指導に従った車両とする。

第11条 参加資格

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) 当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。
 - 2) 競技に有効な傷害保険または共済会に加入していること。
(死亡時1000万円以上)
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) JMRC中部タイトル認定クラス
当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。
 - 2) JMRC中部タイトル認定外クラス
運転免許証所持者とする。
 - 3) 競技に有効な傷害保険または共済会に加入していること。
(死亡時500万円以上)

第12条 参加人数

1. JMRC中部ジムカーナ選手権：120名までとする。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権：150名までとする。

第13条 シリーズおよび競技の成立

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) 2004年JAF地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) シリーズの成立
各クラスとも3回の開催でシリーズ成立とする。
 - 2) 競技の成立
各クラス3名の参加受付でクラス成立とする。

第14条 競技会の延期、中止、非開催

正当な理由無く開催しなかったオーガナイザーに対しては、次年度の選手権の登録申請を認めない場合がある。

第15条 規則違反

競技会において規則違反があった場合、当該違反者に対して罰則を適用する場合がある。

第16条 選手権保持者の認定

1. JMRC中部は各クラス上位6名を選手権保持者として認定する。
但し、参加人数の少ないクラスに関しては認定人数を削減する場合がある。
2. 得点合計の対象
 - 1) JMRC中部ジムカーナ選手権
2004年JAF地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。
 - 2) JMRC中部ジムカーナミドル選手権
開催数 - 1戦を得点合計の対象とする。
3. 複数の競技者が同一得点を得た場合
2004年JAF地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。

第17条 得点基準

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
2004年JAF地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
2004年JAF地方ジムカーナ選手権規定に準ずる。

第18条 賞の授与

JMRC中部は選手権保持者として認定された者に対し賞典を与える。
但し、最終戦参加申込時までにはJMRC中部所属のクラブ・団体に所属されていること。

第19条 参加申込に関する規定

1. 受付期間
 - 1) 開催日の1ヶ月前から14日前までとする。
例：開催日 2004年4月23日
受付開始日 2004年3月23日
受付締切日 2004年4月9日
 - 2) ミドル戦は各主催者で審議し決定すること。但し、各シリーズは統一すること。
2. 受理基準
 - 1) JMRC中部ジムカーナ選手権
参加申込締切後、過去の実績に基づく選考を行い上級者より受理する。
 - 2) JMRC中部ジムカーナミドル選手権
先着順に受理する。(ポイント獲得者の優遇は行わない。)
JMRC中部シードドライバーおよび前年度の全日本選手権ポイント獲得者は、参加することが出来ない。但し、JMRC中部タイトル認定外クラスは除く。

第20条 参加料

各シリーズとも統一参加料が望ましい。

第21条 保険

オーガナイザーは、JAF規定に基づく傷害保険(共済制度を含む)を付保すること。

第22条 シリーズ表彰

1. JMRC中部ジムカーナ選手権
 - 1) JMRC中部が企画し表彰対象者を表彰する。
 - 2) 表彰式に本人または代理人の出席が無い場合は表彰および賞典を受け取る事が出来ない。
 - 3) 協力金の徴収額および用途についてはJMRC中部で決定する。
2. JMRC中部ジムカーナミドル選手権
 - 1) シリーズの主催者が企画し表彰対象者を表彰する。
 - 2) シリーズ1位の者はJMRC中部より表彰される。(JMRC中部認定クラスのみ)
 - 3) 表彰式に本人または代理人の出席が無い場合、表彰および賞典を受け取る事が出来ない。
 - 4) 表彰式協力金の徴収額および用途についてはシリーズの主催者が決定する。

第23条 付則

1. シリーズの成績優秀者は、JMRC全国オールスタージムカーナおよび西日本フェスティバルに出場する権利を有する。詳細については別に広報する。
2. JMRC中部ジムカーナ選手権の成績優秀者を部会で審議し、翌年のJMRC中部シードドライバーとして認定する。
3. 本規定に疑義が生じた場合は、JMRC中部ジムカーナ部会で審議しJMRC中部運営委員会の承認を得た結果を最終とする。
4. 本選手権規定は2004年1月1日から施行する。 以上